

令和 7 年第 3 回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 7 年 3 月 21 日
曾於市農業委員會

第3回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和7年3月21日（金） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇

4 欠席委員

5 議事録署名委員 6 番 〇〇〇〇〇、7 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和7年3月21日（金） 午前11時05分

令和7年第3回曾於市農業委員会総会日程

令和7年3月21日（金）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- 議案第23号 農地所有適格法人要件届出書について
- 議案第24号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について
- 議案第25号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について
- 議案第26号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について
- 議案第27号 農地法第4条による許可申請について
- 議案第28号 農地法第5条による許可申請について
- 議案第29号 非農地証明願について
- 議案第30号 農用地等のあっせんについて
- 議案第31号 農用地利用集積計画について（利用権設定）
- 議案第32号 農用地利用集積計画について（所有権移転）
- 議案第33号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和7年6月1日始期分）
- 議案第34号 事務局職員の人事異動の承認について

(2) 報告

- 報告第3号 合意解約等の報告

4 その他

令和7年第3回曾於市農業委員會總會

令和7年3月21日（金） 午前9時00分

○事務局 (○○○○○局長)

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長 (○○○○○会長)

おはようございます。2月、3月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第3回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。6番〇〇〇〇〇委員、7番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第23号農地所有適格法人要件届出書についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○11番委員 (○○○○○)

財部２号について、３月１０日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請人は、都城市で農畜産業を営む法人です。設立年月日は平成28年11月１日、出資額が100万円です。法人形態要件は株式会社であり、株式の譲渡については、定款に株主総会の承認を要する旨の記載があるので適当と思われます。事業要件については、主たる事業が農業であり適当であると思われます。構成員要件については、構成員３人のうち３人がその法人の事業に常時従事し、年間従事日数が150日以上であり、過半を占めるため適当であると思われます。業務執行役員要件については、業務執行役員の３人のうち３人が法人の農業常時従事者であり、過半を占めるため適当であると思われます。調査結果の総合意見は、農地所有適格法人の要件を全て満たしており、適格法人として問題ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第23号農地所有適格法人要件届出書については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第24号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○13番委員 (○○○○○)

末吉２号について、３月１０日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。借人は、県立高校で畜産食農科の生徒に対し、農業に関する専門的な教育を行っています。今回、畜産に必要な飼料が不足してきたことから、申請地に生徒と共に飼料を作付けする予定で、使用貸借にて契約を交わそうとするものです。調査結果の総合意見は、借人は、借受けする農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長（○○○○○会長）

議案第24号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第25号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、2月保留分の議事参与の制限に該当する2件から審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

(〇〇〇〇〇委員 退席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

2月保留分の大隅16及び大隅17を議題といたします。事務局から報告をお願いします。

○事務局(〇〇〇〇〇係長)

前回の総会で3条の所有権移転申請が〇〇〇〇〇委員からされましたが、〇〇〇〇〇委員の所有農地に耕作放棄地のA判定の農地があったため、保留となっていた案件です。委員本人からの対応報告後に現場を確認しました結果、耕作されている所6筆、合意解約された所7筆、沼田で耕作困難地については、草刈り等の管理を行った所3筆の確認ができ、全ての耕作放棄地が解消されておりました。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

○5番委員(〇〇〇〇〇)

合意解約された所が7筆あったとの報告でしたが、これは、どのような方法で解約されたのですか。きちっと整備して耕作できるような状態になって解約されたんですか、そのまま解約されたんですか。

○事務局(〇〇〇〇〇係長)

合意解約された所も、実際、耕作するのは難しいんですけども、荒地とならない程度に整地して解約をされております。

○5番委員(〇〇〇〇〇)

そういうふうにして返されたということですけど、もし、その土地を誰かが買った場合は、3条で通るような状態なんですか。

○事務局(〇〇〇〇〇係長)

その状態にもよると思うんですけども、今の状態で耕作をされるというのであれば、買う方もその状態でオッケーというのであれば、3条でも申請はできるのかなと思います。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇委員よろしいですか。

○5番委員(〇〇〇〇〇)

そうしたら、合意解約された7筆は、もし、買い手がいて買うとなったときは、3条で通るということでもいいですね。というのもですね、財部にもそういう問題がありまして、3条で申請が上がっているんですけど、荒地で3条として通らない土地があるもんですから。

○事務局(〇〇〇〇〇係長)

そこはですね、農地であれば、その作り方が工夫して作れるとなれば、3条で申請することはできると思います。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

よろしいですか。

○5番委員(〇〇〇〇〇)

工夫して作ればというのは、ちょっとおかしいんじゃないですか。普通に作れるような状態でないと3条はだめなんじゃないんですか。

○事務局(〇〇〇〇〇係長)

今の状態であれば普通に耕作できる状態に回復してありますので、すみません。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第25号農地法第3条所有権移転による許可申請について、2月保留分の大隅16及び大隅17は、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、今月申請分の末吉18から財部26までを議題とします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○1番委員（○○○○○）

末吉18号について、3月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、受人が取得する農地には、既にゆずが作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

末吉19号について、3月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉20号について、3月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は兄弟です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（○○○○○）

末吉21号について、3月6日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○事務局（○○○○○係長）

○○○○○委員の報告案件ですが、体調が悪いということで、私の方で報告させていただきます。末吉22号について、3月19日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○13番委員（○○○○○）

末吉23号について、3月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は知人です。農業機械はトラクターを所有し、出荷先は自家消費のためありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、自家消費用の野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。

○推進委員（○○○○○）

末吉24号について、3月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

財部25号について、3月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人が農地を取得転用の上、住宅を建築する計画があり、その残地を耕作するため取得するものです。農業機械については、トラクター等必要な機械を近所に住む親から借り受けて確保する計画です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、自家消費用の野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、財部26号について、3月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住宅に隣接する農地を耕作するため取得するものです。農業機械は、岩川に親が保有している耕運機を使用する計画です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、自家消費用の野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第25号農地法第3条所有権移転による許可申請について、今月申請分の末吉18から財部26までは、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第26号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○11番委員（〇〇〇〇〇）

財部7号について、3月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、新田自治会内の農地です。周囲の状況は、東と北が道路を挟んで雑種地と宅地、西が畑、南が道路を挟んで雑種地です。目的実現の確実性は、申請者が農業、運送業を営み、倉庫、荷捌場、農機具置場にしている具体的な計画があり、また、不動産賃貸借契約書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。また、土地改良事業の施行区域内にあります。計画面積として、全体面積1,100㎡に倉庫、荷捌場、農機具置場を設置する予定で、周囲の状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は水路放流で適当と思われます。被害防除は、今後、転用申請を行う予定であるため省略します。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、農振除外後は第1種農地ですが、周囲に住宅があることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。申請人は、農業、運送業を営んでおり、今回の申請地を自己の経営する法人に貸付けようとするもので、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第26号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請について

は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

○議長（○○○○○会長）

続施設に該当し、コンテナハウスを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部14号について、3月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、蕨原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が水田、西が宅地と水田、南が水路と市道を挟んで宅地、北が道と水路を挟んで水田です。目的実現の確実性は、金融機関の融資審査通知書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、全体面積499.05㎡に居宅1棟の建築面積110㎡は、周囲の状況からみても適当と思います。排水等は、合併浄化槽を設置し、生活排水、雨水ともに南側の道路側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は整地を行い、東側の農地側にブロック塀を設置し、北側の道路側と分筆して残る農地との境界は土留めを行い、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第28号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第29号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

財部2号について、3月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は芝立自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地と道路、西が宅地、南が宅地、北が道路を挟んで宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地は農地と隣接しておらず、雨水等の流入はなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。申請地には、平成7年頃、申請人の亡父により、農地法の許可を得ないまま、農業用倉庫1棟が建築され、申請人も平成19年の相続後、そのまま利用していたものです。調査結果の総合意見として、申請地には、平成7年頃に農業用倉庫が設置され、現在まで農地としての利用はなされていない状況です。農業用倉庫として20年以上利用されており、農地への復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。次に、財部3号について、3月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は上大峯自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地と雑種地、西が道路を挟んで宅地と田、南が道路、北が畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の北側に農地がありますが、雨水等の流入はなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。申請地には、昭和56年頃、申請人の亡母により、農地法の許可を得ないまま、通路と駐車場として利用され、申請人も平成24年の相続後、そのまま利用していたものです。調査結果の総合意見として、申請地には、昭和56年頃に通路及び駐車場が設置され、現在まで農地としての利用はなされていない状況です。通路及び駐車場として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第29号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第30号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉27及び28は、私と○○○○○推進委員。末吉29は、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉30は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉31から34までは、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉35は、18番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅36は、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部37及び38は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部39は、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部40は、12番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉156、157は打切りでお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉158は継続でお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉159も継続でお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部160も継続でお願いします。

○12番委員（○○○○○）

財部161は取下げです。

○1番委員（○○○○○）

末吉1、2は継続でお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉3は成立です。

○10番委員（○○○○○）

末吉4は継続でお願いします。

○11番委員（○○○○○）

大隅6は打切りです。

○6番委員（○○○○○）

財部7、8は継続でお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉10も継続でお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉11も継続でお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉12、13、14も継続でお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉15も継続でお願いします。

○18番委員（○○○○○）

末吉16も継続でお願いします。

○19番委員（○○○○○）

大隅17は成立です。

○3番委員（○○○○○）

大隅18は継続でお願いします。

○2番委員（○○○○○）

大隅19は成立、20は継続でお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部21、22は継続をお願いします。23は畑をあっせんしたところ、田んぼの方がいいということで継続をお願いします。24は荒地のままですので打ち切りをお願いします。25、26は成立です。

○議長（○○○○○会長）

大変、御苦勞様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（○○○○○会長）

ここで10分間暫時休憩いたします。

（休憩：午前9時45分）

（再開：午前9時55分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開いたします。次に、議案第31号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する新規6年以上10年未満の財部18、新規10年以上の末吉38から財部40まで、再設定6年以上10年未満の末吉24から大隅28まで、再設定10年以上の末吉97を除いて、期間ごとに審査して差し支えありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規3年以上6年未満について、質疑・意見はありませんか。

○8番委員（○○○○○）

財部37と38の解除条件付きって、何が条件なんですか。

○事務局（○○○○○係長）

こちらについては、個人の方から株式会社の方が農地を借りて作付けすることなんですけれども、会社の方が借りるということになってまして、今後その耕作していつて作らなくなったときに解除するときは、元の農地に戻してくださいという条件で貸し借りをするというそういう条件付きになります。

○事務局（○○○○○局長）

補足で説明いたします。この会社が農地所有適格法人とまだなっておりません。適格法人であれば、所有権移転もできるのですが、適格法人となっていない場合は、貸し借りの契約については、解除条件付きであれば契約できるということになっております。貸借契約の中に農地を適正に利用していない場合、貸借を解除する旨の条件を付けることになります。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○8番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規6年以上10年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規10年以上について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

末吉20、21について伺います。この利用権設定を受ける方は、何人で仕事をされているのか、○○○○委員に伺います。

○10番委員（○○○○○）

すみません、ちょっと人数までは把握してはいないんですけれども。

○議長（○○○○○会長）

事務局分かりますか。

○事務局（○○○○○係長）

今、申請書を確認しましたら、従事者は1人になっています。

○5番委員（○○○○○）

前、去年に特例でこの方は、9反歩ほど財部の方に耕作されるようになったわけですね、また今年度8反ほど作るということで上がってきてるわけですが、去年申請された9反のうち、約3反ぐらいはですね、まだ、マルチを張って去年の作物が終わったままで、そのまま放置されているんですよ。そして、土手の所には、西側の方には、きれいにしたところのビニールをそのまま置いてあって、北側の方には、そこに植えてあったと思われる残渣が幅2mくらいで高さ1mくらいで積まれている状態なんですよ。そういう状態で、また、8反歩ほど耕作できるかどうかですね。

○議長（○○○○○会長）

ここで協議会に入りたいと思います。

（協議会：午前10時05分）

（再開：午前10時10分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開します。再設定3年未満の末吉20及び末吉21は、不承認とすることに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

○8番委員（○○○○○）

再設定の3年未満で、末吉7から19まで、この○○○○○さんという方は0㎡で、新規就農なのか、それとも1回で、これだけの量をされて農業をされるという、3条なら聞き取り調査もできるんでしょうけど、○○○○○さんが内容を知っているんだったら、教えていただきたいなと思います。

○事務局（○○○○○）

この方の前に契約されていた方が○○○○○さんという方で、3年契約されていたんですけど、○○○○○さんと同じグループで農業をされているということで、○○○○○さんが受持ち地区が高城方面になったということで、○○○○○さんという方がこちらを引き継ぐということで、昨年のうちに、ご相談があったんですけど、○○○○○さんに対して、出て来るようにご連絡していたんですけど、ずっと出て来られなくて、昨年の年末に出て来られて事情を伺いしたところです。耕作自体は○○○○○さんで昨年からされてらっしゃって、○○○○○の方に7tほど甘藷の方を出荷されているということで、都城市には農地を持ってらっしゃらないみたいなんですけど、曾於市の農地でそれだけの出荷実績が認められたので今回、基盤法で上げさせていただいたところです。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員、よろしいですか。

○8番委員（○○○○○）

はい。

○18番委員（○○○○○）

今の件で、契約は1年だけど、これは何かあるんですか。

○事務局（○○○○○）

○○○○○さんという方が3年契約されてて、その残りを引き継ぐという形なので1年間です。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第31号農用地利用集積計画について、利用権設定は議事参与の制限に該当する10件及び不承認とする再設定3年未満の末吉20、末吉21を除いて、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、新規6年以上10年未満の財部18及び新規10年以上の財部40を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第31号農用地利用集積計画について、利用権設定の新規6年以上10年未満の財部18及び新規10年以上の財部40は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、新規10年以上の末吉38及び再設定10年以上の末吉97を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第31号農用地利用集積計画について、利用権設定の新規10年以上の末吉38及び再設定10年以上の末吉97は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、新規10年以上の末吉39を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第31号農用地利用集積計画について、利用権設定の新規10年以上の末吉39は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、再設定6年以上10年未満の末吉24を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第31号農用地利用集積計画について、利用権設定の再設定6年以上10年未満の末吉24は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、再設定6年以上10年未満の大隅25から大隅28までを議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第31号農用地利用集積計画について、利用権設定の再設定6年以上10年未満の大隅25から大隅28までは、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第32号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第32号農用地利用集積計画について、所有権移転は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○事務局(〇〇〇〇〇局長)

(2件の不承認に伴う集計表の変更について説明)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第33号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年6月1日始期分を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する97を除いて、審査して差し支えありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

議案第33号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年6月1日始期分は、議事参与の制限に該当する1件を除いて、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

(〇〇〇〇〇委員 退席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

続いて、令和7年6月1日始期分の97を議題といたします。農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

議案第33号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年6月1日始期分の97は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

ここで暫時休憩いたします。

(休憩：午前10時20分)

(再開：午前10時45分)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

会議を再開いたします。次に、議案第34号事務局職員の人事異動の承認についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

○事務局(〇〇〇〇〇局長)

(人事異動について説明)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

ただいまの説明に対して、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長（○○○○○会長）

議案第34号事務局職員の人事異動の承認については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、報告第3号合意解約等の報告については、59ページから73ページまでを御覧ください。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

○16番委員（○○○○○）

本庁集約に伴う支所の窓口対応、全国農業新聞の購読依頼の対応等について

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（○○○○○局長）

3月及び4月の行事予定について

○事務局（○○○○○係長）

4月現地調査、全国農業新聞の推進、農家相談について

○農政課（○○○○○）

農地中間管理事業に係る書類作成等の手続きについて

○議長（○○○○○会長）

連絡事項は以上ですが、ここで、人事異動及び組織再編に係る職員から挨拶をお願いします。

（対象者 挨拶）

○議長（○○○○○会長）

ありがとうございました。今後の活躍を期待します。

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和7年第3回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。御苦労様でした。

令和7年3月21日（金） 午前11時05分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員